



### 相続人の一人が行方不明・生死不明

1 被相続人たるべき人が死ぬと直ちに相続が開始されます。よく、「父が死んだが相続がしていない」と言われますが、正確には相続をしているが遺産分割をしていないというのが正しい。

2 最近、戦後最大の不況、100年に一度の大不況といわれ、派遣切り、ホームレス、ネットカフェ難民などなど、住所が定かでない、住民登録も放置しっぱなしで所在不明はおろか生死不明ということさえ少なくありません。

こんな例がありました。一人暮らしの借家人が死亡して、大家さんから頼まれて相続人を探しました。苦労して見つけて相続人に連絡をしたところ、だれもが「勝手にしてくれ」という回答。葬儀費も返りませんでした。ホームレスが病死して警察が苦労して身内を捜し出して連絡しましたが誰も遺骨をとりこなかった→無縁仏。ところがホームレスが交通事故で死亡して警察で身元を調べて出身地へ通知したら、あっという間に遠い親戚までが飛んで来たという。いかにも最近の世相にピッタリの話ではないかと感じさせられました。

3 さて、Aが死亡しました。このAのことを被相続人（相続される人）といいます。Aには、配偶者（妻）Bと子C、D、Eの相続人があります（全員成人とする）。そのうち、Eが数年前に家を出たまま行方不明・生死不明（要件としては行方不明だけでよい）。

4 遺産分割は、相続人全員の同意（合意）による必要があります。①相続人全員の任意の話合いによる場合が遺産分割協議。②完全な任意ではなく第三者（調停委員）が仲に入っての遺産分割調停（一種の話合いといえよう）。③相続人の一部（又は全部）の同意（合意）が得られない場合に裁判所（家庭裁判所）が関与する審判又は判決による場合。いずれの場合でも相続人全員を当事者としなければなりません。

5 ところが、相続人の一人であるEの行方・生死がわからず、遺産分割に加わることができません。それで、行方・生死不明のEを「不在者」とし（わざわざ不在者としなくてももともと不在者だが）、家庭裁判所に「不在者の財産管理人」の選任を申し立てます。そして、所在・生存の判明している他の相続人（B、C、D 共同相続人）及びEの財産管理人とで遺産分割協議をする訳です（調停でも可）。この場合、不在者の財産管理人は共同相続人の一人ではなく、かつ遺産に利害関係を有しない適切な人であるべきです。

6 不在者（E）の財産管理人の権限と職務について。基本的に、不在者の財産管理人は家庭裁判所の監督に服します。家庭裁判所に、財産目録を提出し、財産管理の報告をします。不在者のために財産（遺産）の現状に変更をきたさない保存行為・利用行為をすることができます。この権限を超える処分行為をするには必ず家庭裁判所の許可が必要とされます。

7 遺産分割をすることは遺産を処分することにほかならず家庭裁判所の許可を必要とします。遺産分割協議による分割（協議分割）でも調停による遺産分割（調停分割）でも、「同意」を伴うところ、同意は処分行為ですから家庭裁判所の許可が必要です。これに対して、審判による遺産の分割（審判分割）は家庭裁判所がするものですから家庭裁判所の許可を必要としません。

8 Eが家を出て、最後の音信のときから7年間生死不明ですと家庭裁判所へ申し立てて失踪宣告を得ることができます。そうすると、Eは戸籍上死んだものとされます。生きていたかもしれないのに今後は（失踪宣告以後は）死んだものとしてしまうのに抵抗があるかもしれません。また、生きて帰ってきたときの扱いにもいろいろ複雑な問題があります。

不在者の財産管理人でいくか失踪宣告でいくかは他の相続人の選択の問題です。